

## 吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2026 年 2 月 25 日

キヤノン株式会社

2026年2月25日

## 吸収分割に係る事前開示事項

東京都大田区下丸子三丁目30番2号

キャノン株式会社

代表取締役会長兼社長 CEO 御手洗 富士夫



当社は、2025年12月24日付で、当社を吸収分割承継会社、キャノンメディカルシステムズ株式会社を吸収分割会社とする吸収分割契約を締結し、2026年4月1日を効力発生日として、吸収分割会社の医療用機器、医薬品、医療情報システム、画像情報システムおよびこれらの周辺機器またはこれらに附帯もしくは関連するサービスの設計、開発、製造、販売、修理、保守および輸出入事業（日本国内の販売、修理および保守に係る事業を除く。）に係る権利義務を当社が承継する吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うこととしました。本件分割に際し、会社法第794条第1項および会社法施行規則第192条に定める事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1『吸収分割契約書』のとおりです。

#### 2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

本件分割に際して、吸収分割会社に対して当社の株式その他の金銭等の割当てを行いません。当社は吸収分割会社の発行済株式の全部を所有していることから、かかる取扱いは相当であると判断しております。

#### 3. 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第192条第4号イ）

別紙2のとおりです。

4. 吸収分割会社についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第192条第4号ハ）

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第192条第6号イ）

別紙3『重要な後発事象』のとおりです。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第192条第7号）

当社の2025年12月31日現在の貸借対照表における資産および負債の額はそれぞれ2,980,493百万円および1,448,701百万円です。また、本件分割により吸収分割会社から当社が承継する資産および負債に関し、実際に承継する資産および負債の金額は、吸収分割会社の2026年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算に基づき確定する予定ですが、同社の2024年12月31日現在の貸借対照表を基準に算出した見込み額はそれぞれ263,198百万円および105,319百万円です。さらに、本件分割の効力発生日までに当社の資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていないことから、本件分割の効力発生日以後において、当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

以上の点、ならびに当社の収益状況およびキャッシュフローの状況に鑑みて、本件分割以後において当社の負担する債務（会社法第799条第1項の規定により本件分割について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限ります。）の履行の見込みには問題がないものと判断しております。

以上



## 吸収分割契約書

キヤノン株式会社（住所：東京都大田区下丸子三丁目 30 番 2 号、以下「甲」という。）とキヤノンメディカルシステムズ株式会社（住所：栃木県大田原市下石上 1385 番地、以下「乙」という。）は、2025 年 12 月 24 日付で、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第 1 条（吸収分割の方法）

乙は、本契約の定めに従い、吸収分割の方法により、乙の医療用機器、医薬品、医療情報システム、画像情報システム及びこれらの周辺機器又はこれらに附帯若しくは関連するサービスの設計、開発、製造、販売、修理、保守及び輸出入事業（但し、日本国内の販売・修理・保守に係る事業を除き、総称して以下「本件事業」という。）に関する権利義務を甲に承継させ、甲はこれを承継する（以下「本件分割」という。）。

### 第 2 条（吸収分割の効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 4 月 1 日とする。但し、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

### 第 3 条（承継する権利義務）

1. 甲は、乙から、本件分割により、別紙「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、契約、許認可等（以下「承継対象権利義務」という。）を承継する。
2. 乙から甲に対する債務の承継は、重疊的債務引受けの方法による。
3. 甲及び乙は、本件分割の手續進行上必要な場合、双方協議の上、共同又は単独で、特定の権利義務が承継対象権利義務に含まれる旨を証する書面を発行することができる。
4. 承継対象権利義務の承継に伴う登記、登録、通知その他の手續に要する一切の費用の負担は、納税義務者等法令の定めがある場合はそれに従い、当該定めがない場合は甲乙別途協議して定める。

### 第 4 条（吸収分割に際して交付する金銭等）

甲が乙の完全親会社であることから、甲は、本件分割に際し、対価の交付を行わない。

### 第 5 条（吸収分割契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約について、株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、本契約について、株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。

第6条（吸収分割条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、甲において会社法第796条第3項及び会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する株主による本件分割に反対する旨の通知がなされた場合、又は許認可若しくは届出（外国法に基づくものも含む。）の要否その他諸般の事情から本件分割の実行に重大な支障となる事態が発生した場合には、甲乙協議し合意の上、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第7条（本契約の効力）

本契約は、甲において会社法第796条第3項及び会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する株主による本件分割に反対する旨の通知がなされた場合において、効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認及び本件分割に必要なその他の事項に関する決議が得られなかったときには、その効力を失う。

第8条（協議事項）

1. 本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上これを決定する。
2. 本契約の条項に関し解釈の相違その他の疑義が生じたときは、甲及び乙は誠実に協議して解決する。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年12月24日

東京都大田区下丸子三丁目30番2号

甲：キヤノン株式会社

代表取締役会長兼社長 CEO 御手洗 富士夫



栃木県大田原市下石上1385番地

乙：キヤノンメディカルシステムズ株式会社

代表取締役社長 瀧口 登志夫



## 別紙「承継権利義務明細表」

本件分割により、甲が乙から承継する承継対象権利義務は、効力発生日の前日の終了時における次に定めるものとする。なお、承継する資産及び債務については、2026年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算に基づき算出し、雇用契約については、効力発生日の前日において従事する事業による。

### 1. 資産

本件事業に属する一切の資産（株式・持分については本別紙第3項において、知的財産権については本別紙第4項において別途定める。）

但し、次に掲げる資産は承継しないものとする。また、上記の資産の承継にあたり、法令による関係官庁（日本以外の国、地域を含む。）の許認可、契約による第三者の同意若しくは承認等が必要な場合であって許認可、同意若しくは承認等が得られないとき、又はその他必要のある場合には、甲及び乙は協議し合意の上、当該資産を承継対象権利義務から除外することができる。

- (1) 預金
- (2) 受取手形
- (3) 電子記録債権
- (4) 未収還付消費税

### 2. 債務

本件事業に属する一切の債務（契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務の承継については本別紙第5項及び第6項において別途定める。）

但し、次に掲げる債務は承継しないものとする。また、上記の債務の承継にあたり、法令による関係官庁（日本以外の国、地域を含む。）の許認可、契約による第三者の同意若しくは承認等が必要な場合であって許認可、同意若しくは承認等が得られないとき、又はその他必要のある場合には、甲及び乙は協議し合意の上、当該債務を承継対象権利義務から除外することができる。

- (1) 買掛金
- (2) 支払手形
- (3) 電子記録債務
- (4) 法人税等引当金

### 3. 株式・持分

次に掲げる会社の株式又は持分

- (1) キヤノンメディカルダイアグノスティック株式会社
- (2) Canon Medical Systems USA, Inc.
- (3) Canon Medical Systems Europe B. V.
- (4) Canon Medical Systems Asia Pte. Ltd
- (5) Canon Medical Systems Turkey A. S.
- (6) Canon Medical Systems Korea Co., Ltd.

- (7) Canon Medical Systems Malaysia Sdn. Bhd.
- (8) Canon Medical Systems Hong Kong Ltd.
- (9) Canon Medical Systems Canada Limited
- (10) Canon Medical Systems ANZ Pty Limited
- (11) Canon Medical Systems Argentina S. A.
- (12) Canon Medical Systems India Private Limited
- (13) Canon Medical Systems Regional Headquarters
- (14) Canon Medical Research USA, Inc.
- (15) Canon Medical Research Europe, Ltd.
- (16) Canon Medical Informatics, Inc.
- (17) Olea Medical S. A. S.
- (18) Fysicon B. V.
- (19) Skope Magnetic Resonance Technologies AG
- (20) NORDISK RØNTGEN TEKNIK A/S
- (21) Canon Medical Diagnostics USA, Inc.
- (22) 佳能医療系統（中国）有限公司
- (23) 佳能医療系統研究開発（大連）有限公司
- (24) 佳能医療器械（大連）有限公司
- (25) Canon Medical Systems Do Brasil Ltda.
- (26) RP Canon Medical Systems, LLC
- (27) 株式会社グローバルメディカルシステムズ
- (28) Tecmed Africa Proprietary Limited
- (29) エルピクセル株式会社
- (30) FemtoDx, Inc.
- (31) Aquyre Biosciences, Inc.
- (32) 株式会社P・マインド

但し、上記の株式又は持分の承継にあたり、法令による関係官庁（日本以外の国、地域を含む。）の許認可、契約による第三者の同意若しくは承認等が必要な場合であって許認可、同意若しくは承認等が得られないとき、又はその他必要のある場合には、甲及び乙は協議し合意の上、当該株式又は持分を承継対象権利義務から除外することができる。

#### 4. 知的財産権

本件事業に関して乙が保有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権（これらの登録を受ける権利を含む。）、著作権及びノウハウ（総称して以下「知的財産権」という。）

但し、上記の知的財産権の承継にあたり、法令による関係官庁（日本以外の国、地域を含む。）の許認可、契約による第三者の同意若しくは承認等が必要な場合であって許認可、同意若しくは承認等が得られないとき、又はその他必要のある場合には、甲及び乙は協議し合意の上、当該知的財産権を承継対象権利義務から除外することができる。

#### 5. 契約（雇用契約を除く。）

本件事業に属する、売買契約、業務委託契約、リース契約、共同開発契約、リポート契約、賃貸借契約、知的財産権に関するライセンス契約、乙の子会社との金銭消費貸借契約その他の一切の契約（但し、雇用契約、本別紙第1項及び第2項により甲に承継されない資産又は債務に係る契約を除き、本項において以下単に「契約」という。）に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務

但し、承継対象権利義務に含まれる乙の契約上の地位又は当該契約に付随する権利義務を本件分割により甲に承継することが、当該契約に定める義務と抵触し、かつ当該義務の免除について当該契約の相手方の同意が得られない場合、乙の契約上の地位等を甲に承継させるために当該契約において必要とされる手続（国内外の関係官庁の許認可等を含むが、これらに限られない。）を乙が効力発生日の前日時点において履行できる見込みがない場合、当該契約上の地位等を甲に承継させることにより甲又は乙に重大な不利益が発生する場合、又はその他必要のある場合には、甲及び乙は協議し合意の上、当該契約上の地位及び当該契約に付随する権利義務を、承継対象権利義務から除外することができる。

#### 6. 雇用契約

本件事業に主として従事する乙の従業員及び本件事業のために乙が甲に承継する必要があると判断した乙の従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務

但し、別途乙との間で承継対象から除外する旨の合意をした従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務は除く。

#### 7. 許認可等

本件事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等及び補助金（以下「許認可等」という。）のうち、法令上承継可能なもの

但し、上記の許認可等の承継にあたり、法令による関係官庁（日本以外の国、地域を含む。）の許認可若しくは承認等が必要な場合であって許認可若しくは承認等が得られないとき、又はその他必要のある場合には、甲及び乙は協議し合意の上、当該許認可等を承継対象権利義務から除外することができる。

以上

10



# 第 99 期事業報告

〔 自 2025年 1月 1日  
至 2025年12月31日 〕

栃木県大田原市下石上 1385 番地

キヤノンメディカルシステムズ株式会社

# 目 次

|   | 頁  |
|---|----|
| 事業報告 .....  | 1  |
| (1) 事業の経過及びその成果、対処すべき課題 .....                               | 1  |
| (2) 設備投資の状況 .....   | 3  |
| (3) 重要な組織再編等 .....  | 3  |
| (4) 財産及び損益の状況の推移 .....                                      | 3  |
| (5) 企業結合の状況 .....   | 3  |
| (6) 従業員の状況 .....  | 6  |
| (7) 主な事業内容 .....  | 6  |
| (8) 事業所 .....   | 7  |
| (9) 当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制<br>(内部統制システム) 及び運用状況の概要 ..... | 8  |
| (10) 役員 の 状 況 .....   | 12 |
| (11) 株 式 の 状 況 .....  | 13 |
| (12) 会計監査人の状況 .....   | 13 |
| 計算書類 .....  | 14 |
| 貸借対照表 .....   | 15 |
| 損益計算書 .....   | 16 |
| 株主資本等変動計算書 .....  | 17 |
| 個別注記表 .....   | 18 |
| 会計監査人監査報告書 .....  | 23 |
| 監査役監査報告書 .....  | 25 |

# 事業報告

## (1) 事業の経過及びその成果、対処すべき課題

2025年 1月 1日

2025年 12月 31日

当期の画像診断機器市場は、長年トップシェアを維持し、当社売上への寄与率が高い日本市場において、病院経営の悪化が一段と加速しました。一般社団法人日本病院会等の発表によれば、医業利益が赤字となった医療施設が全体の7割以上にのぼる等、深刻な状況が顕在化し、画像診断機器市場にも影響しました。また、欧州市場では据付遅延の傾向が引き続き見られました。米国市場においては、受注市場としては投資意欲の回復傾向が見られたものの、トランプ関税の影響により外資企業にとってはネガティブな環境が続きました。

このような厳しい市場環境の中、当社は、キヤノングループにおける「グローバル優良企業グループ構想」フェーズVIの最終年度として、「製品力強化」、「販売・サービス力強化」、「事業体質・体制強化」の各取り組みに注力してまいりました。

製品力強化については、2025年2月、慶應義塾大学医学部放射線科学教室との産学連携により共同開発した、世界初の全身用マルチポジションCT「Aquilion Rise」を慶應義塾大学病院に設置し、臨床稼働を開始しました。本製品は、2017年5月より同病院にて臨床稼働している立位・座位CTで蓄積してきた知見や臨床ニーズを踏まえ、従来の臥位検査に加え、立位・座位での検査も可能とした、マルチポジション対応の全身用X線CT装置の世界初号機です。国内リリース以降、国内外から高い関心を集めており、今後は各国の法規制対応を進めるとともに、グローバルでの拡販を推進してまいります。超音波画像診断装置分野では、コンパクト性と先進的なイメージング技術とを両立することにより検査効率の向上を実現した「Aplio beyond」の販売を開始しました。一般X線撮影システム及びX線マンモグラフィ装置についても、Deep Learningを用いたノイズ低減処理及び高画質化を行う「Advanced intelligent Clear-IQ Engine (AiCE)」を搭載した新製品の販売を開始しました。低ノイズかつ高画質な画像を提供することで、画像診断精度の向上に貢献しております。今後は、臨床価値を追求した最先端技術を搭載する製品開発を継続するとともに、医師の働き方改革をはじめとする様々な課題に取り組む医療機関を支援してまいります。また、より効率的な開発投資の実現を目指し、後述するキヤノン株式会

社と一体となった新たな開発体制のもと、さらなる原価低減にも注力してまいります。

販売・サービス力強化については、オランダに続き米国においても「Canon Medical Academy」の運営を開始し、新製品情報やお客様にとって有益な情報を集約することで、タイムリーかつフレキシブルに提供することが可能となり、営業生産性の向上を実現しております。加えて、地域に強みを持つ代理店との新たな連携体制を構築し、営業カバレッジを拡大することで、米国における売上増を実現しました。また、重点地域である米国では、関係強化した全米トップ10の有力病院から獲得した受注が徐々に売上に繋がりました。さらに、新規に契約したディーラーを通じた販売が本格化し、超音波診断装置の売上成長を達成することができました。サービス事業については、2024年に始動したグローバルサービス事業改革プロジェクトの取り組みを一層加速させ、サービス価格の最適化やオペレーション効率化をグローバルに推進した結果、サービス収益の拡大に貢献しました。

事業体質・体制強化については、2024年2月にキヤノン株式会社の全社組織として創設された「メディカル事業革新委員会」のもと、収益体質改善に向けた組織・拠点再編及びS C M・開発改革に取り組んでまいりました。開発・調達・生産全体における品質及び原価、販売管理費を含むあらゆるコスト低減に向けた実行計画を積み上げ、マネジメントを徹底しました。また、当期においては当社傘下会社の再編を進めることで効率的かつ最適な事業体制を構築してまいりました。

このような取り組みにより、当期売上は3,317億円（グループ連結売上高は5,326億円・前年比101%）、経常利益については、218億円（グループ連結税引前当期純利益は347億円・前年比125%）という結果となりました。

2026年1月にはキヤノン株式会社にメディカル事業本部の新体制が発足し、メディカルグループ全体として高い収益性と持続的成長を実現する体制構築を目指してまいります。その体制のもと、当社は日本国内における販売及びサービスに特化した事業体として事業を展開しつつ、開発・製造とのシームレスな運営を継続し、国内のプレゼンス最大化を図ってまいります。

## (2) 設備投資の状況

当期においては、研究開発投資、情報化設備投資、設計合理化投資、新製品製造投資、施設整備投資、営業設備投資等、総額 9,072 百万円の設備投資を行いました。主なものとしては、次世代フotonカウンティングCT (PCCCT) の実用化に向けた共同研究設備投資、基幹システム刷新関連投資、キヤノン株式会社との一体化に向けた設備投資等の事業拡大及び効率向上に向けた投資を行いました。

## (3) 重要な組織再編等

当社は、傘下会社の効率的かつ最適な運営に注力してまいりました。当期において、重要な組織再編等に該当する事項はありません。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分             | 第 95 期<br>(2021 年度) | 第 96 期<br>(2022 年度) | 第 97 期<br>(2023 年度) | 第 98 期<br>(2024 年度) | 第 99 期<br>(2025 年度) |
|-----------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 受 注 高<br>(百万円)  | 226,085             | 230,245             | 225,721             | 214,313             | 221,139             |
| 売 上 高<br>(百万円)  | 321,976             | 332,144             | 334,491             | 339,811             | 331,668             |
| 経常利益<br>(百万円)   | 21,507              | 24,315              | 28,154              | 24,541              | 21,829              |
| 当期純利益<br>(百万円)  | 14,654              | 20,162              | 23,202              | 21,502              | 19,722              |
| 1 株当たり<br>当期純利益 | 108円56銭             | 149円37銭             | 171円89銭             | 159円30銭             | 146円11銭             |
| 総 資 産<br>(百万円)  | 257,762             | 288,852             | 323,169             | 337,801             | 340,949             |
| 純 資 産<br>(百万円)  | 108,146             | 128,301             | 151,521             | 173,050             | 192,707             |

## (5) 企業結合の状況

2025 年 12 月 31 日現在

### ① 親会社との関係

2025 年 1 月 1 日以降におけるキヤノン株式会社との取引においては、会社法施行規則第 118 条第 5 号に定められる親会社との特定の取引において当社の利益を害さないように留意しており、親会社との取引に関するもので重要な判断は、社会的に容認された客観的な基準、取締役会規則、決裁権限基準等に基づき、当該取引の内容・規模等に応じた意思決定が行われています。

## ② 重要な子会社の状況

| 会社名   | 資本金<br>(百万円)           | 議決権比率<br>(%) | 主要な事業内容                              |
|---|------------------------|--------------|--------------------------------------|
| キヤノンメドテックサプライ株式会社                           | 490                    | 100.0        | 各種医療用機器、動物用医療機器、各種健康機器、システム及び消耗品の販売  |
| 沖縄キヤノンメディカルシステムズ株式会社                        | 10                     | 100.0        | 医療用機器の販売、据付、修理、保守                    |
| 株式会社メリット                                    | 15                     | 100.0        | 中古医療用機器の整備、再販                        |
| キヤノンメディカルダイアグノスティックス株式会社                    | 450                    | 100.0        | 体外診断用医薬品、自動分析装置の開発、製造、販売             |
| Canon Medical Systems USA, Inc.             | 262,250<br>千米ドル        | 100.0        | 米国での医療用機器の販売、据付、修理、保守                |
| Canon Medical Systems Canada Limited        | 15,000<br>千カナダドル       | 100.0        | カナダでの医療用機器の販売、据付、修理、保守               |
| Canon Medical Systems Argentina SA.         | 1,383,752<br>千アルゼンチンペソ | 70.0         | アルゼンチンでの医療用機器の販売、据付、修理、保守            |
| Canon Medical Systems do Brasil Ltda.       | 9,607<br>千レアル          | 100.0        | ブラジルでの医療用機器の製造、販売、据付、修理、保守           |
| Canon Medical Systems Europe B. V.          | 7,718<br>千ユーロ          | 100.0        | 欧州での医療用機器の販売、据付、修理、保守                |
| Canon Medical Systems Turkey A. S.          | 3,444<br>千トルコリラ        | 74.5         | トルコでの医療用機器の販売、据付、修理、保守               |
| キヤノンメディカルシステムズ(中国)有限公司                      | 85,253<br>千中国元         | 100.0        | 中国での医療用機器の販売、据付、修理、保守、開発、設計          |
| Canon Medical Systems Korea Co., Ltd.       | 2,000<br>百万韓国ウォン       | 100.0        | 韓国での医療用機器の販売、据付、修理、保守                |
| Canon Medical Systems Asia Pte. Ltd.        | 8,000<br>千シンガポールドル     | 70.0         | 東南アジア主要地域での医療用機器の販売、据付、修理、保守         |
| Canon Medical Systems Malaysia Sdn. Bhd.    | 45,000<br>千マレーシアリンギット  | 70.0         | マレーシアでの医療用機器の販売、据付、修理、保守             |
| Canon Medical Systems ANZ Pty Limited       | 15,000<br>千オーストラリアドル   | 100.0        | オーストラリア及びニュージーランドでの医療用機器の販売、据付、修理、保守 |
| Canon Medical Systems India Private Limited | 30,000<br>千インドルピー      | 95.0         | インドでの医療用機器の販売、据付、修理、保守               |

|   |                      |       |  |
|---|----------------------|-------|--|
| Canon Medical Systems Regional Headquarters | 1,400<br>千サウジアラビアリアル | 100.0 | サウジアラビア王国及びガルフ地域での経営戦略立案、地域統括                |
| Canon Medical Research USA, Inc.            | 7,040<br>千米ドル        | 100.0 | 医療用機器、システム等の技術開発                             |
| Canon Medical Informatics, Inc.             | 80,000<br>千米ドル       | 100.0 | 医用画像診断、解析ソフトウェア、画像管理システムの開発、販売、保守            |
| Canon Medical Research Europe, Ltd.         | 4,634<br>千ポンド        | 100.0 | 医療用機器、システムの研究、開発及びソフトウェアライセンスング              |
| Olea Medical SAS                            | 3,138<br>千ユーロ        | 100.0 | 医療画像ソリューションの設計、開発                            |
| Fysicon B.V.                                | 1,336<br>千ユーロ        | 100.0 | 検査機器、アプリケーション等の開発、製造、販売                      |
| NORDISK RØNTGEN TEKNIK A/S                  | 1,500<br>千デンマーククローネ  | 100.0 | X線診断装置の開発、製造、販売                              |
| キャノンメディカルシステムズ研究開発（大連）有限公司                  | 19,481<br>千中国元       | 100.0 | 医療用機器の研究、開発                                  |
| キャノン医用機器（大連）有限公司                            | 5,792<br>千中国元        | 100.0 | CT、MRI、X線診断装置、検体検査装置向けユニット生産及び超音波診断装置のプロープ生産 |

### ③ その他重要な企業結合の状況

| 会社名                           | 資本金<br>(百万円)        | 議決権比率<br>(%) | 主要な事業内容                        |
|-------------------------------|---------------------|--------------|--------------------------------|
| キャノンメディカルファイナンス株式会社           | 120                 | 35.0         | 医療用機器等のリース、動産信託、割賦販売           |
| RP Canon Medical Systems, LLC | 874,237<br>千ロシアルーブル | 50.0         | ロシアを含むCIS諸国での医療用機器の販売、据付、修理、保守 |

## (6) 従業員の状況

2025年12月31日現在

| 区 分   | 従業員数 (人) | 平均年齢 (才) | 平均勤続年数 (年) |
|-------|----------|----------|------------|
| 男     | 4,213    | 45.3     | 18.3       |
| 女     | 1,353    | 42.6     | 11.1       |
| 合計／平均 | 5,566    | 44.7     | 16.5       |

(注) 従業員数は、役員、非常勤及び当社から他社への出向者を除き、休職者（育児・傷病等）及び他社から当社への受入出向者を含めて記載しております。

## (7) 主な事業内容

2025年12月31日現在

当社は、日本、米国、欧州を始め全世界向けに、医療用機器、システムの研究、開発、生産、販売、サービス（保守、修理）を担当する会社であり、主な取扱製品は次のとおりです。

| 区 分               | 主 要 製 品   |
|-------------------|---|
| 診 断 用 X 線 装 置     | 据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置、据置型デジタル式汎用X線透視診断装置、据置型アナログ式汎用X線診断装置、据置型診断用X線発生装置、X線平面検出器出力読取式デジタルラジオグラフ、据置型デジタル式乳房用X線診断装置、移動型デジタル式汎用X線診断装置、胸・腹部集団検診用X線診断装置、画像診断用X線関連装置及び用具、その他周辺機器 |
| 医 用 X 線 C T 装 置   | 全身用X線CT装置、その他周辺機器   |
| M R I 装 置         | 超電導磁石式全身用MRI装置、その他周辺機器  |
| 超 音 波 画 像 診 断 装 置 | 汎用超音波画像診断装置（循環器用、腹部用、産婦人科用、乳腺・甲状腺用、整形外科用等）及びファイリングシステム、その他周辺機器  |
| 診 断 用 核 医 学 装 置   | X線CT組合せ型ポジトロンCT装置、核医学診断用検出器回転型SPECT装置、その他周辺機器   |
| 治 療 用 機 器         | 線形加速器システム、放射線治療情報照合プログラム、放射線治療装置用シンクロナイザ、放射線治療計画プログラム、遠隔照射式治療用放射性核種システム向け輪郭探知器、その他周辺機器  |
| 体 外 診 断 シ ス テ ム   | ディスクリット方式臨床化学自動分析装置、医用検体前処理搬送システム、その他周辺機器   |
| ヘルスケアITソリューション    | 医療情報ソリューション（RSS・DSS）、病院・診療所ソリューション（HIS・TOS）、汎用画像診断装置ワークステーション、画像診断装置ワークステーション（PACS）   |

## (8) 事業所

2025年12月31日現在

本社：栃木県大田原市下石上 1385 番地

事業所：下丸子事業所（大田区）、川崎事業所（川崎市）、赤穂事業所（赤穂市）、田町サポートセンター（港区）、東京CLスクエア（港区）

支社：北海道支社（札幌市）、東北支社（仙台市）、関東支社（さいたま市）、首都圏支社（中央区）、中部支社（名古屋市）、関西支社（大阪市）、中四国支社（広島市）、九州支社（春日市）

支店：札幌支店、旭川支店、宮城支店（仙台市）、福島支店（郡山市）、秋田支店、山形支店、青森支店、岩手支店（盛岡市）、埼玉支店（さいたま市）、栃木支店（宇都宮市）、新潟支店、茨城支店（つくば市）、群馬支店（前橋市）、西東京支店（立川市）、山梨支店（甲府市）、横浜支店、厚木支店（横浜市）、千葉支店、愛知支店（名古屋市）、静岡支店、長野支店（松本市）、岐阜支店、三重支店（津市）、北陸支店（金沢市）、大阪第一支店、大阪第二支店、京都支店、滋賀支店（京都市）、和歌山支店、奈良支店、兵庫支店（神戸市）、広島支店、岡山支店（都窪郡）、山口支店、山陰支店（松江市）、香川支店（高松市）、愛媛支店（松山市）、高知支店、徳島支店、福岡支店（春日市）、北九州支店、熊本支店、長崎支店、鹿児島支店、宮崎支店、大分支店、佐賀支店（鳥栖市）

営業所：函館営業所、釧路営業所、帯広営業所、浜松営業所、沼津営業所、福山営業所

出張所：福井出張所（金沢市）、富山出張所（金沢市）、鳥取出張所

サービスセンター：札幌サービスセンター、函館サービスセンター、旭川サービスセンター、北見サービスセンター、釧路サービスセンター、帯広サービスセンター、宮城サービスセンター（仙台市）、福島サービスセンター（郡山市）、秋田サービスセンター、山形サービスセンター、青森サービスセンター、八戸サービスセンター、岩手サービスセンター（盛岡市）、埼玉サービスセンター（さいたま市）、栃木サービスセンター（宇都宮市）、新潟サービスセンター、茨城サービスセンター（つくば市）、群馬サービスセンター（前橋市）、東京サービスセンター（中央区）、西東京サービスセンター（立川市）、山梨サービスセンター（甲府市）、神奈川サービスセンター（横浜市）、厚木サービスセンター（横浜市）、千葉サービスセンター、愛知サービスセンター（名古屋市）、静岡サービスセンター、浜松サービスセンター、沼津サービスセンター、松本サービスセンター、長野サービスセンター、岐阜サービスセンター、三重サービスセンター（津市）、金沢サービスセンター、福井サービスセンター（金沢市）、富山サービスセンター（金沢市）、大阪サービスセンター、京都サービスセンター、滋賀サービスセンター（大津市）、和歌山サービスセンター、奈良サービスセンター、兵庫サービスセンター（神戸市）、広島サービスセンター、福山サービスセンター、岡山サービスセンター（都窪郡）、山口サービスセンター、松江サービスセンター、鳥取サービスセンター、香川サービスセンター（高松市）、愛媛サービスセンター（松山市）、高知サービスセンター、徳島サービスセンター、福岡サービスセンター（春日市）、北九州サービスセンター、熊本サービスセンター、長崎サービスセンター、鹿児島サービスセンター、宮崎サービスセンター、大分支サービスセンター（鳥栖市）、中九州サービスセンター（鳥栖市）

## (9) 当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制 (内部統制システム) 及び運用状況の概要

取締役会が決議した当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及び運用状況の概要は、次のとおりです。

[内部統制システム]

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社の取締役会は、定期的に取り締役及び執行役員から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役及び執行役員に随時取締役会で報告させる。
  - ② 当社の監査役は、定期的に取り締役及び執行役員のヒアリングを行う。
  - ③ 当社の監査役は、別途定める規程に基づき、重要な法令違反等について取締役及び執行役員から直ちに報告を受ける。
- (2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 当社の取締役及び執行役員は、別途定める規程に基づき、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。
  - ② 当社の取締役及び執行役員は、経営会議資料、経営決定書、計算書類、事業報告等の重要書類を取締役、執行役員及び監査役が閲覧できるシステムを整備する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 当社のリスク・コンプライアンス統括責任者は、別途定める規程に基づき、当社及び当社子会社のクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。
  - ② 当社の取締役及び執行役員は、別途定める規程に基づき、当社及び当社子会社のビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。
- (4) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 当社の取締役会は、経営の基本方針、中期経営計画、年度予算を決定する。
  - ② 当社の取締役会は、取締役及び執行役員の権限、責任の分配を適正に行い、取締役及び執行役員は、別途定める規程に基づき従業員の権限、責任を明確化する。
  - ③ 当社の取締役及び執行役員は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。
  - ④ 当社の取締役及び執行役員は、「取締役会規則」、別途定める規程等に基づき、適正な手続に則って業務の決定を行う。
  - ⑤ 当社の取締役及び執行役員は、当社及び当社子会社の年度予算の達成

フォロー、適正な業績評価を行う。

- ⑥当社の取締役及び執行役員は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム等の情報処理システムを適切に運用する。
- (5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①当社の取締役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、全ての取締役、執行役員及び従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「キヤノングループ行動規範」及び「キヤノンメディカルシステムズグループ行動基準」を遵守させる。
- ②当社のリスク・コンプライアンス統括責任者は、別途定める規程に基づき、当社及び当社子会社のコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。
- ③当社の執行役員及び従業員は、当社において法令及び定款に対する違反を発見した場合には、内部通報制度を利用して、匿名でリスク・コンプライアンス統括責任者に問題事実を申告することができる。
- ④当社のリスク・コンプライアンス統括責任者は、内部通報制度を活用し、法令又は定款違反等の問題の早期発見と適切な対応を行う。
- ⑤当社は、内部通報者に対する不利な取扱いを禁止する旨を「キヤノンメディカルシステムズグループ行動基準」に定める。
- (6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社は、当社子会社に対し、「キヤノングループ行動規範」及び「キヤノンメディカルシステムズグループ行動基準」を採択し、実施させるとともに、各国の事情に応じ、上記(5)③と同様の目的で内部通報制度を整備させる。
- ②当社は、当社子会社に対し、その事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」等に基づき当該子会社から当社に報告が行われる体制を構築する。
- ③当社は、当社子会社に対し、当社の施策に準じた施策を各子会社の実情に応じて推進させる。
- ④当社は、国内子会社に対し、「キヤノンメディカルシステムズグループ監査役監査方針」に基づいた監査役の監査体制を構築するよう要請する。
- ⑤当社は、必要に応じ当社子会社の効率的職務執行状況及びリスク管理等を含む経営監査を実施し、当社子会社に対し、必要に応じ自主監査を実施させる。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制
- 当社の取締役及び執行役員は、監査役の求めに応じ、経理部、総務部、法務部等適切な部門に所属する従業員に監査役の職務を補助させる。

- (8) 前項の従業員の取締役及び執行役員からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項  
当社の取締役及び執行役員は、監査役の職務を補助させる従業員の人事等について、監査役と事前協議を行う。
- (9) 取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社の取締役、執行役員及び従業員は、別途定める規程に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じたとき、当社の監査役に対して都度報告を行う。
  - ② 国内の子会社は、定期的に当該子会社の状況等を当社の監査役に報告をする。
  - ③ 当社の取締役社長は、監査役に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。
  - ④ 当社の取締役及び執行役員は、当社の監査役に報告をした当社及び当社子会社の役員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを別途定める規程に明記する。
  - ⑤ 当社は、監査役がその職務の執行につき、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払等を請求したときは、担当部署が審議のうえ、当該請求にかかる費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の取締役社長は、定期的に監査役と情報交換を行う。
  - ② 当社の取締役、執行役員及び従業員は、定期的な監査役のヒアリング、巡回ヒアリング等を通じ、職務執行状況を監査役に報告する。
  - ③ 当社の取締役及び執行役員は、経営監査の実施結果を監査役に都度報告する。
  - ④ 監査役は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告させる。

#### [運用状況の概要]

上記体制の運用状況の概要としては、主に次のとおりです。

- 法令、定款、社内規程等に従って上記体制を運用し、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、座学及び e ラーニングシステム等を通じた、「キャノングループ行動規範」及び「キャノンメディカルシステムズグループ行動基準」を基礎とする営業リスク、情報セキュリティ、個人情報、個人不正及び会計コンプライアンス等に関する教育等を通して、上記体制の周知をしています。
- 当期は、取締役会を合計 32 回（定例取締役会 12 回、臨時取締役会 20 回）開催し、必要事項について、審議及び決定を行い、取締役、執行役員からの報告を受けました。

- ・半期毎にキャノングroupのリスク・コンプライアンス活動と連携し、リスク・コンプライアンス委員会を開催し、テーマ毎の重点施策の策定及び結果報告等を行いました。
- ・内部通報制度の窓口としてリスク・ホットラインを運用し、当該制度及び内部通報者について不当な取扱いをしないこと等の周知を行っています。

(注) 上記「当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」は、従前からの体制に対し、所要の見直しを行った上で、2019年2月14日開催の取締役会において、改めて決議したものです。

## (10) 役員 の 状 況

2025 年 12 月 31 日 現 在

|       | [役位]  | [担当、職位]  | [氏名]  |
|-------|-------|--|-------|
| 代表取締役 | 社長    | 最高リスクマネジメント責任者（CRO）  | 瀧口登志夫 |
| 取締役   | 専務    | VL事業部、<br>CTMR統括ソリューション推進部、<br>CT事業部、MR事業部、超音波事業部、<br>治療事業部、PSIコントロール推進室<br>担当<br>XR事業部長 | 山本 修三 |
| 取締役   | 上席常務  | 米国総代表  | 立崎 寿  |
| 取締役   | 上席常務  | 社長補佐（薬機法関連）、<br>情報システムセンター、<br>ヘルスケアIT事業統括部 担当<br>総合企画センター所長、経営企画部長、<br>広報室長             | 鉞 泰行  |
| 取締役   | 上席常務  | 経理センター所長   | 下野 芳典 |
| 取締役   | 上席常務  | 海外営業統括本部、<br>グローバルマーケティング部 担当<br>マーケティング統括責任者（CME）、<br>グローバル営業統括部長、川崎事業所長                | 森田 一夫 |
| 監査役   | （非常勤） |  | 難波 孝弘 |

## (11) 株式の状況

2025年12月31日現在

発行可能株式総数 200,000,000株  
発行済株式の総数 134,980,000株  
株主総数 1名

### 株 主

| 株 主 名    | 当社への出資状況    |              | 当社の大株主への出資状況 |             |
|----------|-------------|--------------|--------------|-------------|
|          | 持株数<br>(株)  | 議決権比率<br>(%) | 持株数<br>(株)   | 出資比率<br>(%) |
| キャノン株式会社 | 134,980,000 | 100.0        | 0            | 0           |

## (12) 会計監査人の状況

2025年12月31日現在

会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(注) 当社は、同法人と責任限定契約を締結しておりません。

## 2025年度(第99期)決算

# 計 算 書 類

1. 貸 借 対 照 表
2. 損 益 計 算 書
3. 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
4. 個 別 注 記 表

キヤノンメディカルシステムズ株式会社

# 貸借対照表

2025年12月31日

| 資 産 の 部   |                | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 |                |
|-----------|----------------|-------------------|----------------|
| [資産の部]    |                | [負債の部]            |                |
| 流動資産      | 百万円            | 流動負債              | 百万円            |
| 現金及び預金    | 5,314          | 支払手形              | 195            |
| 受取手形      | 573            | 電子記録債権            | 16,786         |
| 電子記録債権    | 6,044          | 買掛金               | 29,601         |
| 売掛金       | 86,570         | 短期借入金             | 38,000         |
| 未収入金      | 5,713          | グループ預り金           | 1,439          |
| 未収消費税等    | 6,606          | リース債務             | 91             |
| 製品        | 7,564          | 未払金               | 4,965          |
| 半製品       | 3,184          | 未払費用              | 20,060         |
| 仕掛品       | 8,301          | 未払法人税等            | 2,015          |
| 材料        | 43,894         | 未払事業所税            | 62             |
| 短期貸付金     | 47,080         | 契約負債              | 10,645         |
| 前渡金       | 1,752          | 役員賞与引当金           | 50             |
| 前払費用      | 2,182          | 受注損失引当金           | 688            |
| その他流動資産   | 1,435          | その他の流動負債          | 1,518          |
| 貸倒引当金     | △ 13,182       |                   |                |
| 流動資産計     | <b>213,036</b> | 流動負債計             | <b>126,121</b> |
| 固定資産      |                | 固定負債              |                |
| 有形固定資産    |                | リース債務             | 160            |
| 建物        | 7,949          | 資産除去債務            | 155            |
| 構築物       | 350            | 退職給付引当金           | 21,488         |
| 機械装置      | 2,560          | 長期未払金             | 55             |
| 車両運搬具     | 35             | その他の固定負債          | 261            |
| 工具器具及び備品  | 8,859          |                   |                |
| 土地        | 3,681          | 固定負債計             | <b>22,121</b>  |
| リース資産     | 254            |                   |                |
| 建設仮勘定     | 1,292          | 負債の部合計            | <b>148,242</b> |
| 有形固定資産計   | 24,983         |                   |                |
| 無形固定資産    |                | [純資産の部]           |                |
| 施設利用権     | 1              | 株主資本              |                |
| のれん       | 507            | 資本金               | 20,700         |
| ソフトウェア    | 12,885         | 資本剰余金             | 3,036          |
| その他無形固定資産 | 509            | 資本準備金             | 3,036          |
| ソフトウェア仮勘定 | 1,969          |                   |                |
| 無形固定資産計   | 15,873         | 利益剰余金             | 168,971        |
| 投資その他の資産  |                | 利益準備金             | 8,535          |
| 投資有価証券    | 81             | その他利益剰余金          | 160,436        |
| 関係会社株式    | 64,209         | 繰越利益剰余金           | 160,436        |
| 出資金       | 27             |                   |                |
| 関係会社出資金   | 2,997          | 株主資本計             | 192,708        |
| 長期供託保証金   | 629            | 評価・換算差額等          |                |
| 破産及び更生債権  | 16             | その他の有価証券評価差額金     | △ 1            |
| 長期前払費用    | 288            |                   |                |
| 繰延税金資産    | 16,475         | 評価・換算差額等計         | △ 1            |
| その他の投資    | 2,436          | 純資産の部合計           | <b>192,707</b> |
| 貸倒引当金     | △ 106          |                   |                |
| 投資その他の資産計 | 87,056         | 負債・純資産の部合計        | <b>340,949</b> |
| 固定資産合計    | <b>127,913</b> |                   |                |
| 資産の部合計    | <b>340,949</b> |                   |                |

# 損益計算書

自 2025年 1月 1日  
至 2025年 12月31日

| 科 目                 | 金 額     |
|---------------------|---------|
|                     | 百万円     |
| 売 上 高               | 331,668 |
| 売 上 原 価             | 227,469 |
| 売 上 総 利 益           | 104,199 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 91,842  |
| 営 業 利 益             | 12,356  |
| 営 業 外 収 益           | 11,203  |
| 受 取 利 息             | 1,532   |
| 受 取 配 当 金           | 4,199   |
| 為 替 差 益             | 2,924   |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額     | 288     |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益   | 2,258   |
| 営 業 外 費 用           | 1,730   |
| 支 払 利 息             | 505     |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用   | 1,224   |
| 経 常 利 益             | 21,829  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益     | 21,829  |
| 法 人 税 等             | 1,431   |
| 法 人 税 等 調 整 額       | 674     |
| 当 期 純 利 益           | 19,722  |

# 株主資本等変動計算書

自 2025年 1月 1日

至 2025年 12月31日

(単位:百万円)

|                         | 株主資本   |       |       |          |         | 株主資本合計  |
|-------------------------|--------|-------|-------|----------|---------|---------|
|                         | 資本金    | 資本剰余金 |       | 利益剰余金    |         |         |
|                         |        | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |
|                         |        |       |       | 繰越利益剰余金  |         |         |
| 当 期 首 残 高               | 20,700 | 3,036 | 8,535 | 140,713  | 149,248 | 172,985 |
| 当 期 変 動 額               |        |       |       |          |         |         |
| 当 期 純 利 益               | -      | -     | -     | 19,722   | 19,722  | 19,722  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | -      | -     | -     | -        | -       | -       |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -      | -     | -     | 19,722   | 19,722  | 19,722  |
| 当 期 末 残 高               | 20,700 | 3,036 | 8,535 | 160,436  | 168,971 | 192,708 |

(単位:百万円)

|                         | 評価・換算差額等         |         |                | 純資産合計   |
|-------------------------|------------------|---------|----------------|---------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等<br>合計 |         |
| 当 期 首 残 高               | 65               | -       | 65             | 173,050 |
| 当 期 変 動 額               |                  |         |                |         |
| 当 期 純 利 益               | -                | -       | -              | 19,722  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △ 66             | -       | △ 66           | △ 66    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △ 66             | -       | △ 66           | 19,656  |
| 当 期 末 残 高               | △ 1              | -       | △ 1            | 192,707 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法  
その他の有価証券  
市場価格のあるもの：決算期末時の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、主として移動平均法により算定している。)  
市場価格のないもの：移動平均法による原価法
  - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
製 品：移動平均法による原価法  
半製品及び仕掛品：個別法による原価法  
材 料：移動平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)
  - ③ デリバティブの評価方法：時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産(リース資産を除く)：定額法  
主な耐用年数は以下の通り。  
建 物：3年～50年  
工 具 器 具 及 び：2年～20年
  - ② 無形固定資産(リース資産を除く)：定額法  
市場販売目的のソフトウェア：販売可能な見込有効期間(3年)に基づく償却を行っている。  
自社利用目的のソフトウェア：見積利用可能期間(5年)に基づく償却を行っている。
  - ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
  - ② 役員賞与引当金  
役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上している。
  - ③ 受注損失引当金  
受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失が発生する可能性が高いと見込まれるものについては、その損失見込額を計上している。
  - ④ 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定基準によっている。過去勤務費用はその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理し、数理計算上の差異はその発生時の平均残存勤務年数以内の一定年数(基金は10年、旧適格年金は12年)により、定額法でそれぞれ発生翌期より費用処理している。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、20年間の均等償却を行っている。
  - ② グループ通算制度の適用  
キャノン株式会社を通算親法人とするグループ通算制度を適用している。
- (5) 収益及び費用の認識基準  
当社は、顧客との契約に基づき、主に医療用機器の製造、機器の販売及びサービスをしている。  
当社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは移転するにつれ、移転により獲得が見込まれる対価を反映した金額により、収益を認識している。  
機器の販売については、製品の支配を顧客がいつ獲得するかにより、船積み又は顧客の指定する場所に据え付けられ、合意された仕様が客観的な基準により達成された時点で、収益を認識している。また、サービスの提供については、履行義務が一時点で充足される場合には、サービス提供完了時点において、一定期間にわたって充足される場合には、契約期間で按分して収益を認識している。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

当社は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしている。なお、計算書類に与える影響はない。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|           |        |     |
|-----------|--------|-----|
| 関係会社株式    | 64,209 | 百万円 |
| 関係会社株式評価損 | -      | 百万円 |

② その他の事項

市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められる関係会社株式の評価にあたっては、当該株式の実質価額が著しく低下し、かつ回復の可能性が見込めない場合に、減損処理を行うこととしている。回復可能性の判断においては、関係会社の事業計画等に基づき将来の実質価額を合理的に見積り、実質価額が取得価額まで回復するかどうかを検討している。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測不能な事態により関係会社の業績が悪化し、将来の業績回復が見込めなくなった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性がある。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 51,735 百万円  
 なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれている。

(2) 圧縮記帳

下記の有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は以下の通り。

|          |     |     |
|----------|-----|-----|
| 建物       | 195 | 百万円 |
| 工具器具及び備品 | 6   | 百万円 |
| 計        | 202 | 百万円 |

(3) 保証債務

下記3社の事務所賃借料について、債務保証を行っている。

|  |    |     |
|--|----|-----|
| Canon Medical Informatics, Inc.        | 19 | 百万円 |
| Canon Medical Informatics Incorporated | 12 | 百万円 |
| Canon Medical Research USA, Inc.       | 40 | 百万円 |

下記会社のグループ外取引に対する債務について、債務保証を行っている。

|                                       |       |     |
|---------------------------------------|-------|-----|
| Canon Medical Systems ANZ Pty Limited | 2,626 | 百万円 |
|---------------------------------------|-------|-----|

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |        |     |
|--------|--------|-----|
| 短期金銭債権 | 97,605 | 百万円 |
| 短期金銭債務 | 53,944 | 百万円 |

### 5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

|                 |         |     |
|-----------------|---------|-----|
| 営業取引による取引高      |         |     |
| 売上高             | 125,582 | 百万円 |
| 仕入高             | 52,913  | 百万円 |
| その他の営業取引高       | 21,948  | 百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 6,598   | 百万円 |

(2) 顧客との契約から生じる収益

売上高は、顧客との契約から生じる収益と一致している。  
 顧客との契約から生じる収益の金額は、個別注記表「12. 収益認識に関する注記(2)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載している。

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

| 株式の種類 | 当期首株式数      | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数      |
|-------|-------------|---------|---------|-------------|
| 普通株式  | 134,980,000 | -       | -       | 134,980,000 |

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はない。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はない。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

|              |         |     |
|--------------|---------|-----|
| 繰延税金資産       |         |     |
| 未払賞与         | 1,351   | 百万円 |
| 未払賞与分法定福利費   | 202     | 百万円 |
| サービスパーツ評価減   | 2,016   | 百万円 |
| 退職給付引当金      | 6,730   | 百万円 |
| 貸倒引当金繰入限度超過額 | 4,054   | 百万円 |
| 関係会社株式       | 4,101   | 百万円 |
| その他          | 2,878   | 百万円 |
| 繰延税金資産小計     | 21,334  | 百万円 |
| 評価性引当額       | (4,530) | 百万円 |
| 繰延税金資産合計     | 16,803  | 百万円 |
| 繰延税金負債       |         |     |
| 土地時価評価損      | 211     | 百万円 |
| その他          | 116     | 百万円 |
| 繰延税金負債合計     | 328     | 百万円 |
| 繰延税金資産の純額    | 16,475  | 百万円 |

(注)法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理  
 当社は、グループ通算制度を適用しています。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税および地方法人税ならびに税効果会計の会計処理および開示を行っています。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

短期借入については親会社より調達しており、借入に伴う金利は市場金利を勘案して決定している。借入金の用途は運転資金(短期)である。受取手形、電子記録債権及び売掛金に関する顧客の信用リスクは与信管理規程に沿ってリスク低減を図っている。短期貸付金は当社子会社に対する貸付金であり、用途は運転資金(短期)である。貸付に伴う金利は市場金利を勘案して決定している。投資有価証券については主として株式であり、上場会社については四半期ごとに時価の把握を行っている。また、デリバティブ取引については為替リスクのヘッジを目的とした為替予約取引であり、投機的な取引は行っていない。支払手形、電子記録債務及び買掛金は、1年以内の支払期日である。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日(当事業年度決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りである。なお、市場価格のない株式等は含まれていない。(注2)を参照)

| (単位:百万円)                           |          |       |     |
|------------------------------------|----------|-------|-----|
|                                    | 貸借対照表計上額 | 時 価   | 差 額 |
| ① デリバティブ取引(※1)<br>ヘッジ会計が適用されていないもの | (611)    | (611) | —   |
| ② 投資有価証券                           | 1        | 1     | —   |

(※)負債計上については( )で表示

(※1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。

### (注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「未収入金」、「短期貸付金」、「支払手形」、「電子記録債務」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「グループ預り金」は現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略している。

#### ①デリバティブ取引

##### a ヘッジ会計が適用されていないもの

(単位:百万円)

| 区分            | デリバティブ取引の種類等 | 契約額    | 契約額のうち1年超 | 時価    | 評価損益  |
|---------------|--------------|--------|-----------|-------|-------|
| 市場取引<br>以外の取引 | 為替予約取引       |        |           |       |       |
|               | 売建           |        |           |       |       |
|               | 米ドル          | 5,249  | —         | (86)  | (86)  |
|               | ユーロ          | 13,451 | —         | (557) | (557) |
|               | 買建           |        |           |       |       |
|               | 米ドル          | 6,266  | —         | 24    | 24    |
| ユーロ           | 877          | —      | 8         | 8     |       |

②投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格による。  
評価差額は貸借対照表計上額に算入していることから当該帳簿価額による。

(注2)市場価格のない株式等の金融商品 (単位:百万円)

| 区分           | 貸借対照表計上額 |
|--------------|----------|
| 投資有価証券 非上場株式 | 80       |
| 関係会社株式 非上場株式 | 64,209   |
| 出資金          | 27       |
| 関係会社出資金      | 2,997    |

上記については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」  
(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていない。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

| 属性  | 会社等の名称    | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額   | 科目    | 期末残高   |
|-----|-----------|--------------------|-----------|-------|--------|-------|--------|
| 親会社 | キャンホン株式会社 | 被所有<br>直接100%      | 資金借入等     | 資金の借入 | 47,517 | 短期借入金 | 37,587 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。  
取引金額については借入日数による加重平均金額を記載している。なお、担保は差し入れていない。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

| 属性  | 会社等の名称                                | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係                  | 取引の内容       | 取引金額   | 科目    | 期末残高   |
|-----|---------------------------------------|--------------------|----------------------------|-------------|--------|-------|--------|
| 子会社 | Canon Medical Systems Europe B.V.     | 所有<br>直接100%       | 当社製品の販売<br>資金の貸付           | 医療機器・パーツの販売 | 29,438 | 売掛金   | 14,428 |
|     |                                       |                    |                            | 資金の貸付       | 5,990  | 短期貸付金 | 7,539  |
| 子会社 | Canon Medical Systems USA, Inc.       | 所有<br>直接100%       | 当社製品の販売<br>資金の貸付           | 医療機器・パーツの販売 | 26,546 | 売掛金   | 4,113  |
|     |                                       |                    |                            | 資金の貸付       | 7,455  | 短期貸付金 | 11,762 |
| 子会社 | Canon Medical Systems ANZ Pty Limited | 所有<br>直接100%       | 当社製品の販売                    | 医療機器・パーツの販売 | 8,371  | 売掛金   | 4,405  |
| 子会社 | Canon Medical Informatics, Inc.       | 所有<br>直接100%       | 医療画像ソリューションの設計・開発<br>資金の貸付 | 資金の貸付       | 11,880 | 短期貸付金 | 12,951 |
| 子会社 | Olea Medical S.A.                     | 所有<br>直接100%       | 医療画像ソリューションの設計・開発<br>資金の貸付 | 資金の貸付       | 4,993  | 短期貸付金 | 6,211  |
| 子会社 | Canon Medical Systems do Brasil Ltda  | 所有<br>直接100%       | 当社製品の販売                    | 医療機器・パーツの販売 | 6,498  | 売掛金   | 3,610  |
| 子会社 | Canon Medical Systems Korea Co., Ltd. | 所有<br>直接100%       | 当社製品の販売                    | 医療機器・パーツの販売 | 4,762  | 売掛金   | 4,490  |
| 子会社 | Canon Medical Research USA, Inc.      | 所有<br>直接100%       | 医療用機器、システム等の技術開発           | 生産用部材の購買    | 32,667 | 買掛金   | 3,825  |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 一般的な市場価格等を勘案し、取引価格を決定している。
- 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。  
取引金額については貸付日数による加重平均金額を記載している。
- 取引金額には消費税等は含まれていない。
- Canon Medical Informatics, Inc.に対する貸付については、12,951百万円の貸倒引当金を計上している。  
また、当事業年度において289百万円の貸倒引当金戻入額を計上している。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 1,427円67銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 146円11銭   |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

## 12. 収益認識に関する注記

### (1) 収益を理解するための基礎となる情報

当社は、顧客との契約に基づき、主に医療用機器の製造、機器の販売及びサービスをしている。  
当社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは移転するにつれ、移転により獲得が見込まれる対価を反映した金額により、収益を認識している。機器の販売については、製品の支配を顧客がいつ獲得するかにより、船積み又は、顧客の指定する場所に据え付けられ、合意された仕様が客観的な基準により達成された時点で、収益を認識している。また、サービスの提供については、履行義務が一時点で充足される場合には、サービス提供完了時点において、一定期間にわたって充足される場合には、契約期間で按分して収益を認識している。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (単位:百万円)

|               | 国内      | 海外      | 合計      |
|---------------|---------|---------|---------|
| 機器            | 81,350  | 130,014 | 211,365 |
| サービス          | 89,326  | 30,976  | 120,303 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 170,676 | 160,991 | 331,668 |

## 13. 追加情報に関する注記

当社は2025年12月23日の取締役会において、当社における日本国内の販売・修理・保守に係る事業を除くすべての事業をキヤノン株式会社に会社分割(吸収分割)の方法により承継すべく、吸収分割契約を締結する旨を決議しました。  
2025年12月24日のキヤノン取締役会において承認が完了し、キヤノン株式会社との間で吸収分割契約を締結しました。

### (1) 分割企業

分割会社:キヤノンメディカルシステムズ株式会社  
承継会社:キヤノン株式会社

### (2) 分割する企業の内容

医療用機器、医薬品、医療情報システム、画像情報システム及びこれらの周辺機器又はこれらに附帯若しくは関連するサービスの設計、開発、製造、販売、修理、保守及び輸出入事業(但し、日本国内の販売・修理・保守に係る事業を除く)

### (3) 本組織再編の目的

当社は、2024年2月に医療事業革新委員会を立ち上げ、事業構造改革に取り組んで参りました。  
医療事業革新委員会の主な目的は、当社をキヤノン株式会社の組織・人材・ノウハウ・カルチャーと一体化させ、医療事業をキヤノンの柱の一つにすべく、事業構造改革・体制強化を行い、高収益と高成長を実現することにあります。  
開発・製造・管理などのすべてのオペレーションを見直すことで、収益性改善と目標達成に向けた動きを加速させることを目的に、吸収分割契約を締結することとなりました。

### (4) 当該吸収分割効力発生日

2026年4月1日

### (5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

当社を吸収分割会社、キヤノン株式会社を吸収分割承継会社とする略式分割方式

# 独立監査人の監査報告書

2026年2月5日

キヤノンメディカルシステムズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森 重 秀 一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 井 洋 次

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キヤノンメディカルシステムズ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

私は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役監査基準で定めた監査の方針に準拠して、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。監査にあたっては、法務統括部及び経理センターの職員を補助として使用して調査等を行いました。また、一部の国内子会社及び海外子会社については必要書類を収集するとともに、Web 会議システムを利用して聴取を実施しました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に関わる内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月5日

キヤノンメディカルシステムズ株式会社

監査役 難波 孝弘



## 『重要な後発事象』

## (1) 自己株式の市場買付の実施

吸収分割承継会社は、2026年1月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得について次のとおり決議いたしました。

## 自己株式の取得を行う理由

吸収分割承継会社は、積極的な成長投資を通じた企業価値の更なる向上を目指すと共に、資本効率の向上による株主還元の実現を図るため、自己株式の取得枠を設定いたしました。当該取得枠は、同社株式の株価水準等を総合的に勘案のうえ、機動的に自己株式を取得することを目的としております。

なお、吸収分割承継会社における投資の優先順位や市場環境等によって一部の取得が行われない可能性があります。

## 自己株式の取得の内容

|                |   |
|----------------|---|
| 取得する株式の種類      | : 普通株式  |
| 取得し得る株式の総数     | : 54,000,000株(上限)   |
| 取得した株式の取得価額の総額 | : 200,000百万円(上限)  |
| 取得する期間         | : 2026年1月30日~2027年1月29日   |
| 取得方法           | : 東京証券取引所における市場買付<br>(i)自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による市場買付<br>(ii)取引一任契約に基づく立会取引市場における市場買付 |

## (2) キヤノン電子株式会社に対する公開買付けの開始

吸収分割承継会社は、同社の連結子会社であるキヤノン電子株式会社(以下「キヤノン電子」といいます。)の完全子会社化を目的として、2025年11月28日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所プライム市場に上場しているキヤノン電子の普通株式を金融商品取引法に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)によって取得することを決議し、本公開買付けを2025年12月1日から2026年1月19日の期間で実施しました。

本公開買付けを実施した結果、買付終了日において応募株式の総数が買付予定数の下限以上となり、本公開買付けは成立しました。その結果、キヤノン電子に対する吸収分割承継会社の株式等保有割合は87.94%となりました。

なお、吸収分割承継会社は、本公開買付けの結果を受け、キヤノン電子株式の全てを取得し、キヤノン電子を同社の完全子会社とするための一連の手続きを実施することを予定しています。キヤノン電子普通株式は、現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、当該手続きが実施された場合、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる予定です。

#### 本公開買付けの結果

買付等の期間：2025年12月1日～2026年1月19日

買付等の価格：普通株式1株につき、3,650円

買付数：13,470,819株

買付代金：49,168百万円

決済の開始日：2026年1月26日

#### 本公開買付けに関わる資金調達

用途：本公開買付けに係る必要資金

借入先：(株)みずほ銀行

借入額：49,400百万円

借入金利：基準金利+スプレッド

借入日：2026年1月23日

借入期間：1年以内

担保の状況：無担保

以上